平成２４年（フ）第７８４号
東京都町田市木曽西４丁目25番１号ケヤキハイツ103
債務者　吉野　健一
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９０号
岡山市北区田中102番地103　フロム24―305号、旧住所岡山県倉敷市加須山659番地８
債務者　中島　康治
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
愛媛県八幡浜市松柏丙272番地
債務者　吉浪　博子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第４０号
愛媛県八幡浜市向灘166番地６
債務者　原田　泰子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午後２時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第７０８号
東京都三鷹市井の頭５丁目16番４号メゾン斉藤202
債務者　前塚　伸一
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３００号
静岡県浜松市東区神立町118番地の１　ファミールハイツ101号
債務者　小川　富子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
北海道帯広市白樺16条東７丁目11番地　東信ハイツ107号
債務者　佐々木幸夫
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
静岡県浜松市北区細江町小野395番地の16
債務者　宮分　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９７６３号
東京都足立区関原３丁目31―17　第一サンシャイン関原
債務者　滝島　　幸
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８０１号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９―３―304
債務者　片山日出子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８５３号
東京都小金井市貫井北町３丁目21―11
債務者　清本　早苗（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８５９号
東京都江東区東砂２丁目13―21―410
債務者　平賀　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６１号
神奈川県川崎市多摩区登戸1253―307
債務者　鈴木　文代
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６２号
千葉県市原市国分寺台中央２丁目15―３―208
債務者　平川　智彦
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６４号
東京都葛飾区四つ木３丁目１―13
債務者　高井　裕司
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６６号
東京都中野区白鷺１丁目13―17―101
債務者　田村　　充
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部